

施設利用までの基本的な流れ

1. 施設の利用を希望する方が、生活保護を受給中であれば、生活保護を実施している福祉事務所での相談が必要となります。生活保護を受給していなければ、まず生活保護の受給について、お住まいの地域の福祉事務所での相談が必要になります。
 2. 相談の結果、福祉事務所が救護施設への利用が適当であると判断した場合、福祉事務所が救護施設に対して入所依頼を行います。
 3. 当施設では、利用依頼の際に、当施設の所定の用紙（入所検討表）へ必要事項を記入し、提出していただきます。それをもとに当施設で生活支援が適当か、検討会を行います。
 4. 検討会の結果を福祉事務所・利用を希望された方などにお知らせいたします。待機者がある場合は、原則として受付順での待機となります。
 5. 当施設での受け入れが可能になった時点で、日時などを連絡調整し利用開始となります。
- 救護施設は、生活保護法に基づく施設です。そのため入所は、生活保護を受給している方が対象となります。生活保護の受給に関しては、お住まいの地域の福祉事務所へご相談ください。
 - 救護施設への利用依頼は、福祉事務所から救護施設に対して行われます。利用されるご本人から直接当施設へ申し込みをされても、依頼をお受けすることはできませんのでご了承ください。
 - 当施設では利用の依頼があった場合、できる限り利用されるご本人に施設へお越しいただき、施設の見学・説明・体験入所 等を行なっています。遠方で施設に来られることが困難な方などについては可能限りで出張面接も実施しております